

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度の決算に基づく健全化判断比率及び、同法第22条第1項の規定により、令和3年度の決算に基づく資金不足比率を公表します。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.11) 〔△10.39〕	— (17.11) 〔△30.59〕	5.9 (25.0)	37.5 (350.0)

- 備考
- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない。
  - 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
  - 3 そで括弧書き内は、実質黒字額による比率であり、負の値で表示している。

令和3年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
中津市病院事業会計	— 〔△30.6〕	1 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に20.0%。  2 そで括弧書き内は、資金剰余額による比率であり、負の値で表示している。
中津市診療所事業会計	10.1	
中津市水道事業会計	— 〔△107.0〕	
中津市下水道事業会計 (公共下水道事業)	— 〔△118.2〕	
中津市下水道事業会計 (特定環境保全公共下水道事業)	— 〔△128.7〕	
中津市農業集落排水事業特別会計	— 〔△24.7〕	
中津市小規模集合排水事業特別会計	— 〔△2.0〕	
中津市サイクリングターミナル事業特別会計	— 〔 0.0〕	